

令和6年第3回九戸村議会定例会

令和6年9月4日（水）

午前10時 開議

◎議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 1 中 村 國 夫 議員
 - 2 保大木 信 子 議員
 - 3 久 保 えみ子 議員

◎出席議員（9人）

2番	久保	えみ子	君	7番	上村	昇	君
3番	渡	保男	君	8番	岩渕	智幸	君
4番	川戸	茂男	君	9番	保大木	信子	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君
6番	坂本	豊彦	君				

◎欠席議員（3人）

1番	大崎	優一	君
10番	古舘	巖	君
11番	高崎	覺志	君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君					
教	育	長	高橋	良一	君				
総	務	課	長	中奥	達也	君			
I	J	U	戦略室	長	篠山	剛	君		
会	計	管	理	者	野辺	地利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長			
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉	君	
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦	君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦	君	
教	育	次	長		松浦	拓志	君		
地	域	整	備	課	主	幹			
兼	水	道	事	業	所	長	上村	浩之	君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 9 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、大崎優一議員。10 番、古舘巖議員。11 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、3 人であります。

はじめに、5 番、中村國夫議員の質問を許します。

5 番、中村國夫議員

（5 番 中村國夫君登壇）

○5 番（中村國夫君） 皆さん、おはようございます。本日、村民一人一人の明るい未来のために、一般質問いたします。

私は、伊保内高校の存続について、1 次産業の振興と若者の雇用確保についての、2 項目について村長にお伺いいたします。

初めに、伊保内高校の存続について伺います。本村は、急激な人口減少、少子化が進行する中で、九戸村の教育の最高機関であります県立伊保内高校の存続は、大きな転換期を迎えています。岩手県教育委員会では、県立高校の教育のあり方に関する地区別懇談会を県内各地で開催し、年度内には長期ビジョンを決定し公表する計画であり、本村唯一の県立伊保内高校存続への影響が大変心配されています。本村として今後、伊保内高校存続に向けてどのような考え方で、どのように取り組んでいかれるのか 3 点について、村長に伺います。

1 点目。伊保内高校では、来年度の生徒募集に向けて取り組みを進めていますが、県外からの新規受け入れは 2 名が限界のため、新たに共同住宅が必要と考えます。村の考えを伺います。

2 点目。伊保内高校存続に向けて有識者による懇談会を設置し、取り組む考えはないのか伺います。

3 点目。岩手県教育委員会では、県立高校教育の在り方に関する地区別懇談会を 5 月から 10 月にかけて県内 6 地区 8 会場で開催が予定されており、令和 7 年 3

月には長期ビジョンを決定し、公表するとしています。人口減少、少子化が進行する中で本村の高校存続への影響が心配されています。村長の伊保内高校存続に向けての、今後の取り組みと決意を伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） それでは一般質問、伊保内高校の存続について、3項目のご質問がございました。

それでは、(1)の伊保内高校では、来年度の生徒募集に向けて取り組みを進めているが、県外から新規受け入れは2名が限界であるため、新たに共同住宅が必要であると考えているが、村の考え方を伺うということでございます。

令和7年度、来年度における伊保内高校の県外からの募集人数は、昨年建設いたしました九戸村共同住宅の空き状況やふるさとの館の空き状況を鑑みますと、議員ご指摘のとおり現時点では2名が限界であるというふうに認識しております。そこで、新たな共同住宅の必要性についてでございますが、この問題につきましては、6月25日に開催されました「岩手県立伊保内高等学校教育振興会」の総会の際におきましても議論され、早急に検討しなければならない課題として、振興会会員の皆さまと情報を共有させていただいたところでございます。

また、協議会の総会では、一般家庭でのホームステイや下宿先の募集といった声も出されましたが、学校の長期休暇のときの対応や、3年間子どもを預かることへの責任の在り方等について意見が出され、これらも早急に整備・検討が必要であるとの結論に達したところでございます。

しかも、伊保内高校を含めて二戸管内の高校を取り巻く環境は、少子化等の影響により以前よりも厳しさを増してきており、県教育委員会が示す1学年2クラス、2クラスの維持に向けた学校間の競合が懸念されるところでございます。

県外からの伊保内高校への地域みらい留学生の確保と、それに向けて必須となる住居環境の整備は、伊保内高校の存続に関して解決しなければならない課題の一つでございます。共同住宅の建設やホームステイ、下宿等を含め、課題解決に向けて整理をしつつ、教育振興会や村民の皆さまからのご理解とご協力をいただきながら、伊保内高校の存続に向けて鋭意取り組んでまいります。

二つ目の伊保内高校存続に向けて、有識者による懇談会を設置し、取り組む考えはないのかというご質問でございました。

村では、平成12年から「岩手県立伊保内高等学校教育振興会」を立ち上げており、この教育振興会は、村内の教育関係者、商工会などといった方々を会員として、教育の機会均等にに基づき高等教育の振興を図り岩手県立伊保内高等学校の発展と本村教育の振興、ならびに村づくりの振興と充実に寄与することを目的として組織されておりまして、現在も活動が継続、続いているところでございます。

ご質問のありました伊保内高校の存続に向けた有識者による新たな懇談会の設置に関しましては、新たな組織を設置するよりも、むしろ現在組織されている教育振興会において、必要に応じて有識者等を招聘しながら、高校を取り巻く現状の共有や、伊保内高校の存続に向けた議論をより活発化させていくことが、過去の取り組みの経緯などが分かり、より具体的な対策を講じやすいものというふうにご考えております。今後とも、教育振興会で議論された結果や経過、それから村民の声を聴きながら、村が実施する高校支援の各種施策と結びつけながら、伊保内高校存続に向けて取り組んでまいり所存でございます。議員におかれましては、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

三つ目の質問でございます。岩手県教育委員会が開催している県立高校教育の在り方に関する地区懇談会は、当村を含めた二戸地域での説明会が5月22日に、軽米町の軽米文化交流センターで開催されました。この懇談会には、私と教育長が出席してまいったところでございます。当日は、関係者を含め49名が出席し、現行の高校再編計画の概要や県立高校の現状と課題、県立高等学校教育の在り方中間まとめについての説明と、懇談会に参加された方々から広く意見を聴取したものでございました。

また、岩手県教育委員会が令和6年4月に公表した県立高等学校教育の在り方中間まとめによりますと、県立高校の望ましい学校規模の最低規模、1学年2学級とされており、こうした状況を背景に令和6年1月11日に開催されました岩手の高校教育を考える市町村長懇談会におきまして、「岩手の高校教育を考える提言書」の提出について、これは市町村長が会員でございますけれども、会員の皆さまから承諾をいただき提言内容を取りまとめて、令和6年7月23日に岩手県の教育委員会教育長に提出したところでございます。

その提言書の中では、既存学校の存続について、「高校が所在する地元市町村の取り組みを理解していただき、現に1学級校で入学者数が2年連続で20人以下となった場合にあっては、現在ある各地域の学校については、存続するよう」に提言しているほか、「1学級校にあっては、全ての学校が存続し2学級になることを目標に創意工夫を図られるよう」ということで提言をしております。こういった高校存続に向けての要望活動につきましては、町村会あるいは市町村長の懇談会等いろんな機会、あるいは機関を利用、利用といたしますか、活用しながら引き続き要望活動を継続してまいりたいと。そして、伊保内高校が持つ役割をあらためてよく認識するとともに、村としてもできる限りの支援策を講じながら生徒の確保に努め、高校存続に向けて、より一層尽力してまいりたいというふうにご考えているところでございます。よろしくお願いたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） はい、どうもご答弁ありがとうございました。そこでちょっと、確認を含めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、私のほうでお話しました1番の件でございますけれども、村長のご答弁ですと、検討を進めていくということでしょうか。あるいは、また、新たな施設についても検討し、施設を確保していくということでしょうか。その辺の確認でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 生徒確保の関係でございますが、議員さんご承知のとおり、今、九戸村の出生人数は大変厳しい状況でございます。今後、5年、10年先を考えますと、やはり、今この高校を地元に残していくといった場合につきましては、やはり村外からの「みらい留学」の受け入れということが大事だというふうに考えているところでございます。ただこれにつきましては、財政の問題とか、いろいろございます。来年とかというふうなことは、なかなか厳しいというふうに思っております。今後、教育振興会、伊保内高校の教育振興会の皆さま方からも、総会の際にも住宅の整備につきましても、いろいろご意見をいただきました。これらを踏まえながら、村の財政等とも検討しながら、早期にどのような方向性を出していくか、詰めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございました。そこで、もう1点再質問させていただきたいと思います。先ほど私のほうで、有識者による懇談会の設置について質問させていただきましたけれども、村長の答弁ですと、教育振興会を活用して取り組んでいきたいということでございますが、そうしますと、この教育振興会の中に有識者を入れて検討していくという考え方でしょうか。お伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 今あの、有識者を検討会に、振興会に入れてということではございますが、今考えておることは、必要に応じて外部の有識者の皆さんを招聘しながら、高校を取り巻く現状、それから存続に向けた議論をしていったほうがいいのではないかと考えているところでございます。必要に応じて、県内いろいろ学校の取り組み等をされている方々がいらっしゃいますので、その方々につきましては、これから教育振興会ともお話をしながら有識者の招聘、それから村民の皆さま方からも現状、高校の存続に向けた現状の情報提供等はしていかなければなりませんので、その部分も含めて、教育振興会で相談をさせていただきたいというふうに思います。

ご存じのとおり平成12年から伊保内高校の存続に向けて、住民の皆さまから有意義なご意見等いただいております。引き続きこの組織を活用しながら、必要な新たな情報等につきましては、外部からの有識者を招聘しながら、情報の共有をして、存続に向けての取り組みを進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございます。ぜひ教育振興会に有識者を、新たな有識者をに入れていただいでですね、新しい考え方も含めて取り組んでいただきたいなど、このように思います。村におかれましては、伊保内高校の存続については、あらゆる機会を捉えて取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

次に、1次産業の振興と若者の雇用確保について伺います。国勢調査によりますと本村の産業構造は、2010年に1次産業の就業人口は、1,093人、34.1%。2次産業の就業人口が811人、25.3%。3次産業の就業人口が1,299人、40.6%となっています。10年後の2020年の1次産業の就業人口は860人、30.8%。2次産業の就業人口が671人、24.0%。3次産業の就業人口が1,256人、45.2%となっており、産業構成比でみると1次産業が減少し、2次産業がほぼ横ばいに推移し、3次産業が増加傾向にあります。

本村の基幹産業である農業は、春夏秋冬の気候を生かした水田、畑作を中心に、盛んに行われてきました。また、ブロイラー産業の育成が推進され、全国有数の産地となっております。時代の進展と社会経済が大きく変化し、産業構造が変わる中で、いかにして1次産業の振興と若者の雇用確保を図っていくかが問われています。本村は、人口減少、少子化、高齢化が進展し、農林業では担い手不足が大きな課題となっています。また、若者の雇用と定住促進をどう実現していくのが、今、求められています。

こうした状況下において、村長は去る6月24日、九戸村商工会で安定的な雇用の確保等に関する関係団体への要請を行い、賃金の引き上げや安定的な雇用の確保、人への投資、地元就業の推進などを藤館商工会長へ要請したとのことであり、本村の1次産業の振興を、今後引き続き基幹産業と位置付け、新たな振興策を講じていかれるのか。また、若者の雇用確保について、3点伺います。

1点目。本村の1次産業の振興について、どのような考え方でどのように進めていかれるのか伺います。

2点目。本村の若者の雇用確保について、どのような方策を考えているのか。また、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

3点目。地球温暖化、気候変動などにより、一段と高温化が進み、本村の農林業、畜産業、ブロイラー産業の経営への影響が心配されています。今年の本村の

農林業、畜産業、ブローラー産業を主とする農家の収入見通しと今後の対応について、伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 本村の1次産業の振興と若者の雇用確保について、3項目のご質問でございます。

1番目でございますが、本村の1次産業の振興を推進していくとしているが、どのような考え方で、どのように進めていくのかというふうな問いでございます。

第1次産業の推進に係る考え方、進め方とのご質問でございますが、本村の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢につきましては、少子化、それから人口減少、高齢化による担い手の減少、さらには国際情勢の不安定化に伴う農業資材等の高騰などによって、厳しい状況が続いているというふうに認識してございます。そのような社会情勢の中でも若い人が農業後継者として安心して就農ができる状況をつくるのが、必要だというふうに考えております。そのためには、生産基盤を安定させるために有効な国庫補助事業の導入や、国・県の補助対象とならない整備につきましては、村単事業の充実が必要であるというふうに考えているところでございます。現在におきましても、村単の「基盤整備補助」や「九戸村野菜価格安定補償制度」による支援を実施しており、農業情勢の状況を見ながら制度の拡充が必要ということであれば、その充実に向けた部分で考えていきたいというふうに考えております。

また、後継者の確保の観点からも九戸村総合公社ナインズファームの指導体制の充実も必要と考えておまして、引き続き新規就農者の確保に努めていきたいというふうに思っております。いずれ、安定的な収入確保が図られなければ、農業の継続ができないわけでございます。安心した収入が得られる第3次産業の就業人口が増加しているという状況の中で、関係機関と協力しながら必要な支援を行い、農業生産所得の安定化を図ることで、これまで守ってきた農地を次世代に引き継いでいただけるように、村の農業、行政、農政を進めてまいりたいと、取り組んでまいりたいというふうに思います。

2番目として、若者の雇用の確保について、どのような方策を考えているのか。また、具体的にどのように取り組みを推進していくかというご質問でございます。

先の質問でも触れておりますけれども、若者の雇用の確保につきましては、農業分野だけでは、村で総合公社内にナインズファームを設置し、後継者の育成を図っております。今年度もナインズファーム、5名の方が就農に向けて、ただ今研修中でございます。安定した農業経営ができるように適切な技術指導、経営指導を行うとともに、就農後も必要に応じた指導、支援を行ってまいるところでございます。

その他の取り組みといたしまして、平成27年度から「九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金」の事業を実施しております。この事業は、新卒者の雇用拡大と地元への定着を促進するため、新卒者を雇用した村内の事業主に対し、雇用支援奨励金を交付する内容となっております。この奨励金は、村内に住所を有する新卒者が対象となり、交付対象となる新卒者を正社員として6カ月以上雇用し、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用した事業所に対して、1カ月1人当たり3万円を、3年間交付する事業となっております。この事業の実績といたしましては、村内に事業所を有する企業9社に総額2,292万円を交付し、交付対象者は25名となっております。今年度も二つの企業、2名に交付する予定となっております。

また、二戸管内4市町村が合同で行っている事業といたしまして、二戸地域への若年者の定着を促すため、高校生に対する就職支援の一環として合同企業説明会の実施や地元企業のPRイベントの開催を行っております。また若手職員を対象とした早期離職防止に係るセミナーを開催し、若者の地元定着率および職場への定着率の向上に努めているところでございます。

そのほか、毎年実施しております「安定的な雇用の確保等に関する要請活動」では、村と県北広域振興局、二戸公共職業安定所および伊保内高等学校が連携し、「安定的な雇用の確保」、「賃金の引き上げ」「地元就業」、「U・Iターンの促進」、「若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の構築」および「多様な人材の雇用の場の確保」など、安定的な雇用に関する事項について、九戸村商工会へ要請し、若者のみならず、女性の雇用の確保等に対しても取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、本村独自の施策である「九戸村新卒者ふるさと雇用支援奨励金」をはじめ、村内に事業所がある企業や関係機関と連携し、若者の雇用確保と定着に結び付く事業を展開し、若年層を中心とした雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

三つ目でございます。地球温暖化の関係で、本村の農林業、畜産業、ブロイラー産業の経営への影響が大変心配されると。今年の本村の農林業、畜産業、ブロイラー産業を柱とする農家の収入見通しと、今後の対応について、という質問でございます。

地球温暖化により農業の現場では、さまざまな変化が生じてきております。それぞれの地域や作目により収量・増加などのメリットがある一方で、多くの場合は収量や品質低下のデメリットをもたらしております。

当村における温暖化の影響として、稲作は、8月15日付けの作況は「やや良」と発表され、豊作基調が見込まれており、安定した生産が行われております。一方、野菜栽培についても、温暖化により栽培管理のポイントが変わってきてはお

りますが、適正管理を行い、現在のところ大幅な減収には至っておりません。酪農生産では、高温によるストレスや食欲不振による乳量の減少、ブロイラー生産においては「熱死」が発生し、出荷時期により生産者には大きな負担となりますが、ひなの品種改良や施設の断熱化、冷却設備の装備などにより対応しているようでございます。

農家の収入見通しとのご質問でございますけれども、確定申告における農業所得の推移では、令和2年度から令和4年度までは農業所得はプラスとなっておりますが、令和5年度から6年度はマイナスに転じているというふうになっております。令和5年度にマイナスに転じた要因としては、物価高騰の影響と米価の低迷、子牛の価格低下などが影響したと考えられ、温暖化の影響は今のところ少ないものというふうに思っております。しかし、今後も温暖化は進行するものと捉え、栽培管理方法や品種の選定、使用資材の検討など、農業改良普及センターをはじめ関係機関と情報共有を行いながら、温暖化が進んでも生産量や利益の確保が図れるよう支援するとともに、さらに現在も物価高騰が続いている状況でございますので、厳しい経営をしいられていることは十分承知しておりますので、経営の安定に向けた対策も引き続き検討してまいり所存でございます。よろしくお願いたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございました。それでは、一応確認を含めて、再質問をさせていただきたいと思っております。

本村の基幹産業である農業、その1次産業というのは九戸村にとりましても大変重要な職業といたしますか、農業であると私は思っておりますけれども、先ほど村長からナインズファームの活用、考えていきたいと。生かしていきたいという話もございました。また、新規に就農できる施策にも取り組んでいきたいという話も伺いました。ぜひですね、若い人たちが農業に関心を持っていただき、そして新規に就農できる施策を、新たな施策をいろいろ考えていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。この点について、村長の決意をお伺いさせていただきます。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） ありがとうございます。農業は、私も、九戸村の基幹産業は、農業でございます。やはり情勢は厳しいわけではございますが、やはり村は農業を振興していくということが大きな柱となるというふうに考えております。幸い、今年、岩手県で、岩手グリーンアカデミーということで、循環型農業を目指すという農業の就農の、研修の場所を岩手県でつくりました。幸い、九戸村からは10名という、各市町村、岩手県でも一番多い方々が手を挙げて、農業の勉強、

研修に行っております。そういう方々も、やはり応援をしながら、村で支えていくということを進めていきたいと。どういうふうな施策を具体的に進めていくかというふうな部分につきましては、いま現在、農業に従事している方々からのご意見を聞きながら、そして国の制度あるいは県の補助制度、その辺の組み合わせを検討しながら若い農業を、これから担っていただける方々が活躍していく九戸村の農業の確立に向けて進めていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもありがとうございます。もう1点だけ確認を含めて、再質問させていただきたいと思います。

今ご承知のとおり、地球温暖化、気候変動が、昨年、今年と続いてございまして、専門家によりますと、今後続いていくのではなかろうかと言われてございます。そういう状況下でございますので、例えばコメを考えた場合についてですが、暑さに強くておいしいコメ作りとか、あるいは雨や風などに強くておいしいコメ作り等が求められてくるんじゃないかなというふうに、私、個人的には考えてございますけれども、畑作につきましても同様に、暑さ、水不足などに対応した野菜作りなど、従来の農業から新たな農業へ転換していくことが求められてくるのではなかろうかなと、このように思っております。そういう中で、村として新しい農業政策が求められてくるんじゃないかと思っておりますけれども、この点について、村長の見解をお伺いさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 温暖化による稲作の関係、あるいは畑作の関係というふうなことでございます。確かに品種改良が、これから進めていかないと、大変品質の低下とか、あるいは異常気象によつての収量の低下ということが予想されるところでございます。村といたしましては、農業技術の部分につきましては、岩手県が試験場とか、いろいろ展開しておりますので、岩手県のほうからもそういう技術情報を得ながら農家の皆さんにも共有しながら、村としての適地適作の奨励品目、これはやはり変わっていくものだというふうに思っておりますので、その辺は県と協議等しながら、技術的な指導を受けながら、あと現場の農家の皆さんとも共有しながらということを進めていきたいというふうに思っております。それに伴って、いろいろ補助制度とか、いろいろ必要だと思っております。特に新規就農の方々については、初期投資が大変重荷になっているというふうなお話も聞きますので、その部分につきましても村単独もそのとおりなんですけど、まず現場のほうではこうだよということで、国、県にも現場の農業の姿をお伝えしながら、新たにそういう制度設計の部分についても現場の立場から意見を申し上げていきたいというふうに私は考えております。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもありがとうございました。本村の基幹産業である農業、コメにおきましても継続発展されますよう、このことを求めて私の質問を終わらせていただきます。

（5番 中村國夫君降壇）

○議長（桂川俊明君） これで、5番、中村國夫議員の質問を終わります。

次に、9番、保大木信子議員の質問を許します。

9番、保大木信子議員

（9番 保大木信子君登壇）

○9番（保大木信子君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について、質問させていただきます。

最初に、村政運営についてお尋ねいたします。村長に就任されてから4カ月が過ぎましたが、村長選の振り返りをなさったことがありますでしょうか。当選の喜びのほかに感ずることはありませんでしたか。志をもって立候補され、村民の負託を受けたのは、大久保村長であられるのですから、村のために活躍いただけるものと期待しております。

村政運営には、政治的リーダーシップが問われます。広く意見を聞くことは、とても大事なことであります。しかしながら、予想以上に早く進む人口減少や高齢化の進展は、時間的余裕を許さない時代に突入していると感じます。少々の反発を覚悟して、実効的に改革を進めることがあらためて問われていると思われまます。今後どのように村政運営をなされるのか。また、村民にとってより良い政策なら、議員とともに成し遂げて行けなればと考えております。

では、1点目を質問します。地域課題を解決していくために、村長は何から改革を進めていかれるのか伺います。

村政運営に当たり、職員のモチベーションが大事です。村長は就任のあいさつにおいて、職員に対し、表情が暗いので明るくしていくよう話されたと聞いておりますが、そのことはとても大事であると私も認識しております。しかしその原因究明が大事で、ただ明るくしてほしいと言葉で言っても難しいことだと思っております。新人職員へのサポートも重要で、人を育てることに欠けている気がしています。上司や役場保健師による相談支援体制も構築していくべきと考えます。上司は仕事も多く、相談に乗る時間もないのかもしれませんが、離職率をみますと、何らかの体制を整えなければ、役場としての機能が失われてしまうのではと危惧しております。

2点目の質問は、村政運営に当たり職員のメンタルの充実は欠かせないが、職場を明るく仕事をしやすい環境をつくるために、どんなことが必要と考えるのか、村長に伺います。

(「ちょっと休憩、お願いします」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午後1時00分）

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

村長の答弁を求めます。

村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長（大久保勝彦君） それでは、村政運営について2項目のご質問をいただきました。一つ目として、地域課題を解決していくために、村長は何から改革を進めていくのかというご質問でございます。

まず、私の現状認識として、私たちのふるさと九戸村は、少子高齢化・人口減少が急速に進み、これまで私たちが経験したことのない縮小社会に向かって進んでいるというふうに思っております。地域から子育て世代の転出が増え、地域の後継者が不足し、今後もその状況は進んでいくものと見込まれる中で、子どもたちを中心とする将来の村を担っていく未来世代、仕事や子育てを頑張る現役世代、そして高齢者である先輩の世代の方々など、村内で暮らす全ての世代が、これからは安心・安全に暮らしていける地域づくり・仕組みづくりが必要であり、そのためには、住民自身が当事者意識を持って、地域づくりに参加していただくことと併せて、村民との対話を深め、村民とともに「夢と希望のある村づくり」を一緒に進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

その中で、私含めて、村長を含めて役場職員が地域にどう関わっていくかということがあります。それは、地域に入り、住民との懇談を重ね、一人でも多くの当事者意識を持った村づくりの思いを一緒にする住民、仲間をつくっていくことができるかにかかっているというふうに思っております。その体制づくりの一步として、今定例会に村長部局の組織改編として、「村づくり推進課」を設けることの議案を提案させていただきました。新たな課では、村行政に関する総合的な企画と調整、移住定住、人口減・少子化対策、公共施設整備計画など、新たな課で政策の企画・調整を一本化して、効率的に事務を進める体制を確立しようとするものであります。改革のスタートといたしまして、山積する村政課題に取り組む体制を、今定例会で作りたいというふうに存じますので、議会の皆さまのご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

当面の課題といたしまして、現在の小学校5校は、来年4月に九戸小学校に統合され、閉校となる四つの小学校の校舎や跡地の活用、さらには令和11年度を目

途に中学校との再編に向けて、村総合教育会議において、その方向性が確認されていることはご承知のとおりでございます。また、子育て支援の分野では、村立保育園のあり方も早期に検討を進めることが必要だというふうに認識しているところでございます。今後の取り組みについては、限られた職員や限られた財源の下、村政課題の優先順位を明確にしながら、事に当たってまいりたいと考えております。

現在の村は、縮小社会に向かって、村のかたち、ありようも大きく変わる一大変革期にあるというふうに思っております。これまで経験したことのない縮小社会に向かっていく中で、村長が進める、私が進める村づくりは、村長一人では当然できません。職員の皆さんの協力が何よりも必要でございます。職員一人ひとりがしっかりとその立場、持ち場で仕事の役割を果たしていただくことこそ、行政に対する住民の信頼を勝ち得るものというふうに思いますし、またそのことが住民の幸せにつながるものだと確信をしているところでございます。職員一丸となって村づくりに取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目として、村政運営に当たり職員のメンタルの充実は欠かせないが、村長は明るく仕事をしやすい環境をつくるために、どんなことが必要かと、考えかというふうなご質問でございました。

近年は、多様化・複雑化する住民サービスに加えて、新型コロナウイルス感染症の対応やDX、デジタルトランスフォーメーションの推進、経済情勢による補助金交付、災害対応などの突発的な業務対応により業務量が増加し、職員負担が増加しているというふうな状況にあるというふうに認識しております。その上で、村づくりを進めていくには、組織づくり、人づくりが何よりも大事なことでございます。それには、職場内での同僚や上司・部下、あるいは会計年度任用職員の皆さんの意見を聞きながら、仕事を進める上でどこに問題があり、どうすれば解決していけるのかということをお互いに共通認識を深めるための話し合う場が必要というふうに考えております。また、最近はず知らずのうちに一人ぼっちで孤軍奮闘、孤立無援になっている人が、職員が増えているのではないかなとも心配をしているところでございます。仕事やプライベートの悩みを分かち合える身近な相談相手が周囲にいないことや、自分のことで精一杯で他の人に関心を向けることができなくなっている、そんな心配もしているところでございます。また、私が現役職員の時代に感じたことは、公務職場、私たちの公務職場では、先ほど申し上げたように、ここ数年のうちに、そういう共通認識を深めるために話し合うという機能が相当落ち込んでいるのではないかなというふうに感じていたところもありました。職員がばらばらであって、何ら意欲が出ない、組織での自分の役割を実感できないような職場では、モチベーションの維持もなかなか難

しいと感じております。昨今の若い職員の中途退職にもつながっている一つの要因ではないかなというふうにも感じることがありました。

職場づくりは、上下、上、下の関係ではなく、職員一人ひとりがそれぞれの持ち場で、それぞれの立場で、その役割を果たすという意識付けが何よりも必要ではないかなというふうにも考えております。私自身、村長自身をはじめ、管理職員の皆さんには職場の雰囲気、働き方にも関心を持ちつつ、気軽に相談を受けられる雰囲気とコミュニケーションの技量を磨きながら、後に続く職員が目指したいと思われる管理職の姿を提示していただけるように、私自身も含めて努力していきたいというふうにも考えております。

そして、行財政改革による普段の業務の見直しや適材適所の職員配置に意を配るとともに、メンタルヘルス研修を受講させた管理職による期首・期末の職員面談などにより、職員の育成とモチベーションの向上に努めていきたいというふうにも考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） すみません。私の質問により紛糾させてしまい、申し訳ありません。引き続きさせていただきます。

再質問で、職員のサポート体制を整えるために、外部から人材を登用して指導に当たっていただくことは、考えておられないのか伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） ありがとうございます。今のところ頭に入っておりませんでした。今の議員さんのご意見を参考にしながら、内部で検討したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） ありがとうございます。分かりました。待ったなしの改革には自らの決断と実行力をもって村政運営をしていただくことを望み、次の項目に入らせていただきます。

2項目目は、学童保育について伺います。学童保育について、前にも質問させていただきましたが、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活を保障することが、学童保育の基本的な役割とされています。安全で安心な生活ではありますが、その部分だけを考えると怪我をさせないように、職員不足から狭い部屋だけでの生活は、どう考えても子どもたちにとってストレスになっていることは否めません。長期休みになれば、長時間の生活になります。長期休みには人員を増やすなどの対策を講じて、遊び場を提供できないもののでしょうか。例えば夏ならプールに人員を限定して順番に連れて行くなど、また、少しは体育館で運動させることは難しいのでしょうか。いろいろな制約があるかもしれませんが、子どもたちのことを第一に考え、対策を考えられないのか。

1点目は、長期休みの学童保育での過ごし方について、朝から夕方まで教室にいることが子どもたちに苦痛になっていないのか。何かの対策は考えられないのかを伺います。学童保育は、そこに働く指導員と親が一緒になって子育てするという性格が強い施設となっています。そのためにも意思疎通を図ることが大切です。お互いの信頼関係を築くためにも、話し合いが必要と考えています。福祉協議会に丸投げではなく、担当職員も一緒に取り組んでいって改善策を見い出していくべきではないでしょうか。

2点目、前回の質問において、保護者との懇談会を役場担当職員も加わり開催し、意見交換をすべきとの意見を述べさせていただきましたが、実現されたのかを伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 学童保育について、2項目のご質問でございました。まず、最初に長期休みの学童保育での過ごし方について、朝から夕方まで教室にいることが子どもたちに苦痛になっていないか。何かの対策は考えられないかというご質問でございます。九戸村の学童保育は、現在56名の登録で、常時35名程度の児童が利用しておりまして、長期休暇のときの利用も変わらず常時30名程度が利用している現状でございます。この学童クラブの、一日中室内での過ごし方が、児童のストレスになっているのではないかとのご質問ととらえさせていただきます、答弁させていただきます。

まず、村の学童クラブ、学童保育でございますが、長期の休み中の一日の行動を確認してみますと、朝には一斉に学習時間を設けているようでございます。また画用紙など、図画工作が自由にできるように用意しているようでございます。その後、自由活動となっており、ゲーム遊びや、テレビ番組やDVDなども見られる環境をつくり、集団ではありますが、家庭と同様な過ごし方ができるように工夫をしているようであります。

議員がおっしゃるとおり、室内での活動が多いのは、ご指摘のとおりというふうに考えております。ただし、外での活動は、やはり何かしらのリスクがあるので、夏休み中であれば、猛暑も影響していることもあり、熱中症なども警戒し、エアコンのある室内で過ごすことも、多いのも致し方ない部分があるのかなというふうにも考えているところでございます。ただ、保護者の視点からしてみれば、学習面や体力面、そして室内で過ごすストレス面など、心配するのは当然のことというふうに思っております。外で遊ぶ自然体験などは、何かしらのリスクを伴うものでありますが、児童にとっては、体力維持や新しい発見があるなどプラスの要素もあると考えております。外での活動によらず、学習に特化した日や自由研究の題材を提供する日があってもいいかもしれません。

学童クラブを利用している児童や利用していない児童も含めて、対策は必要だろうというふうに考えております。学童保育とは別に参加しやすい、外での活動ができる仕組みをつくって、その対策としたいというふうに考えているところでございます。もう少しお時間をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

2点目の質問でございます。前回の質問において、保護者との懇談会を役場担当職員も加わり開催し、意見を交換すべきとの意見を述べさせていただきましたが、その後の、どのようにされたかという質問でございました。

令和5年の第4回定例会の再質問の際に、直接職員が意見を聞いた方がよいのご意見をちょうだいしまして、令和6年の3月26日に、村の学童クラブ保護者会総会、それから学童クラブの説明会の際に、村職員も出向き、保護者から直接意見を聞く機会を設けております。このときは、特段、意見はなかったというように聞いておりますが、やはり子どもを思う保護者の意識の中には、潜在的にお子さんの学習面や体力面を心配することは当然だと考えております。

学童保育の役割については、家庭にかわる毎日の「生活の場」となることを基本的な役割としながらも、その家庭環境に合った、その子の生活の場を保護者と共に一緒になって考え、進めていければと、よろしいというふうに考えております。今後におきましては職員が直接意見を聞くようなかたちで、ニーズの把握に努めていきたいと考えておりますし、今年度につきましては、私もその場に出向きながら、直接保護者の皆さまとの意見を聞いてみたいというふうに考えております。

私も6月議会には、三現主義ということで、とにかく現場で確認をしながら皆さんのご意見を聞きながら、どのようなかたちで望ましいのかというふうな部分もお話をさせていただきました。現場に出て行きたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 9番、保大木信子議員

○9番(保大木信子君) 前向きな答弁ありがとうございます。村独自での子ども手当などあるのは保護者も助かると思います。しかし、子育て環境整備の充実も大切であり、早急に改善できるところは手掛けるべきと申して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(9番 保大木信子君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、9番、保大木信子議員の質問を終わります。

次に、2番、久保えみ子議員の質問を許します。

2番、久保えみ子議員

(2番 久保えみ子君登壇)

○2番（久保えみ子君） それでは、お許しをいただきましたので、3項目を通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。

はじめに、国が求めている農業地域計画について、お伺いします。これまでの日本の農政は、輸入自由化路線の下で、国内で生産できるものまで輸入して農業をつぶしてきました。また、少なくとも再生産が確保できる農産物の価格補償と農家の所得補償をやるべきですが、日本はこうした農家への直接支払いが極端に低いものとなっています。例えばスイスでは、国民への食料供給の補償、農地の保全と農業景観の維持、国土の人口分散のための直接支払いなどで、農家1戸当たり、平均500万円の所得補償が行われています。安定した収入が補償されますから、安心して農業ができる。農業、農村を守るということは、国の防衛にもつながるし、環境を守ることにも結び付いているという考え方です。農業、農村は社会的共通資本であって、農業への支援は単なる農家支援だけでなく、持続可能な社会をつくるために必要な経費です。

また、農業には人と自然との循環の役割があり、地域の環境と深い関係を持っています。それが地域と全く離れて外国から食料を持ってきて、国内生産はほったらかしということでは、自然の循環が損なわれます。自然と環境に配慮した農政となれば、効率一辺倒を見直す必要があります。中小農家を含めて、すべての農家を大事な担い手として位置付ける。新規就農者の確保、育成を社会全体の課題として特別に重視する。有機農業など、生態系と調和した環境保全型農業を重視するなどが、大事だと考えます。そして、その地域の資源を生かした農村振興、経済、教育、医療、福祉、交通など、総合的な施策を実施していく農村振興施策も必要です。これまで農業をないがしろにしてきた国の姿勢を転換して、農林予算を抜本的に増額することも必要です。

日本政策金融公庫が2023年1月に行った食や農に対する国民の意識調査によれば、食料輸入について、「非常に不安」「ある程度不安」と答えた人が合わせて79%に達しました。その理由として、「食料や資材の輸入が大きく減ったり、止まったりする可能性がある」が61.8%ということです。内閣府が2021年10月に公表した農山漁村に関する世論調査で、農業、農村地域への関わりについて、農業農村地域に「積極的に協力したい」が4.6%。「機会があれば協力したい」が68.3%、合わせて72.9%が協力したいと考えていることです。国民の間に、農業、農村への関心と注目が集まる新しい状況が生まれていることは、間違いありません。だからこそ、さらに村の農業政策を農村と農業の再生へと進めていくことが大事だと思います。こうした点から二つの点について、お伺いします。

一つ目は、農水省が日本のすべての農業集落の将来ビジョンとしての地域計画を作成するよう求めています。九戸村ではどのような計画を掲げようとしているのか、お伺いします。

二つ目は、村の基幹産業として農業を再生させ、農業を継いでほしい、農業をやってよかったと言えるような農業政策にしていかなければならないと思います。地域計画がそのような計画になるのか、村長の見解をお伺いします。

○議長(桂川俊明君) 村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長(大久保勝彦君) 国が求めている農業地域計画について、2項目のご質問でございました。まず、1点目でございます。農水省が日本のすべての農業集落の将来ビジョンとしての地域計画を作成するよう求めているが、九戸村ではどのような計画を掲げようとしているのかという質問でございました。

地域計画の策定につきましては、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正されまして、これまで地域で話し合いがなされてまいりました「人・農地プラン」にかわり、「地域計画」を策定することが義務付けられたところでございます。「地域計画」は農業者や地域の皆さんとの話し合いにより、将来の農地利用がどうあるべきか、近い将来を見据え、誰がどの農地を使い農業を行っていくのかを計画していくものでございます。当村では、これまで全村を六つに分け、本年の2月に第1回目、6月には第2回目となる地域協議を農業委員会、JA、農協さんのほか、各関係機関と共に地域に出向き開催してきたところであります。

当村の現状と課題といたしましては、地域の中心経営体となる担い手不足や高齢化。また、中山間地域に当たることから小さな農地が点在し、生産規模拡大が難しいといった声を地域協議の場で伺っております。村では、新しく策定する地域計画において、「担い手への農地の集約」「集積を図り生産面積の拡大」、そして「農業者にとって生産性の高い農業経営」に取り組めるように、持続的な地域づくりにもつながる取り組みが必要であるというふうに考えております。地域計画を策定して終わりではなく、社会状況、地域の実態、ニーズに合った計画となるように随時見直しを図りながら、今後も継続的に農業委員、農地利用最適化推進委員の方々、そして各関係機関の協力を得ながら地域の方々と共に農業経営の発展に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

やはり地域農業は、集落を維持していく大事な作業でございますので、地域計画を含めて地元の農民の方々含めて、どのように地域をつくっていくかということ、これは地域計画をつくる以降も話し合いを進めていくことが必要だというふうに思っております。

(2)番として、村の基幹産業として農業を再生させ、農業を継いでほしい、農業をやってよかったと言えるような農業政策にしていかなければならない。地域計画がそのような計画になるのかという質問でございました。

「地域計画」は、「今後も農業で利用する区域を明らかにすること」、そして「効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農地の集約化」を目的とした計画で

ございます。このことから、「地域計画」が議員の話される「農業を再生させ、農業を継いでほしい、農業をやってよかったと言えるような農業政策」の一つの要素には、なるものというふうに考えております。

先の質問に回答させていただいたように、村では本年の2月、そして6月に農業委員会、JA、農協さんのほか、各関係機関と共に地域に出向き開催いたしました。その協議の場では、地域の中心経営体となる担い手不足や高齢化といった課題が多く出されたところであります。この問題については、全国共通の課題となっておりまして、早急に解決しなければならない問題であるというふうには認識しております。

今回作成する「地域計画」は、農業政策すべてを補完するものではなくて、これまで実施してきた「基盤整備補助」や「九戸村野菜価格安定補償制度」、営農指導強化による技術向上など、農業者の所得向上に関する施策を併せて実施し、今後の農業経営の安定維持に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ありがとうございます。まあ、そうだろうなという、答弁だろうなと思っていました。集約化、大規模化を目指す計画になるんだろうなと思いましたが、そうなった場合に、それに必要な機材なりは、かなり掛かっていくと思います。それで私が思うに、今この農業が見直されているということで、村のほうにも来てやっていただきたいなと思った場合には集約化ではなくて、家族農業的な小さな農業経営のほうが、村には合っているんじゃないかなというふうに私は思っていました。その家族経営的な農業施策というか、そういうふうなことについて、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(大久保勝彦君) 九戸村も宇堂口みたいに、中山間地で農業基盤が本当に狭い農地という所。それから荒谷地区みたいに、整備されて広い所と、いろんな地域の状況に、違っていると思います。やはりその部分を含めて、どういうふうになればいいかというのが、今この地域座談会、地域座談会といいますか、集落で話し合われていることだというふうに思っております。そこの地域でやりやすいというふうなことも、一つの考え方というふうに思います。確かにこれから大規模となると、大型機械とかいろんな導入があって、入ってこないとなかなかこれは大変です。後継者もない状況の中では、やはり機械化も必要だろうというふうに思います。その辺を含めて、どのような村としての、そういう政策がいいのか、いろいろ検討していきたいというふうに思います。

月曜日の「市町村要望」におきましても、村の基幹産業のことで県のほうにも、

いろいろ村の事情をお話し、お願いをしたことをございます。まず、現場と話をしながら制度があって、拡充できるものは拡充していきたいと。制度がないものについては、やはり現場の声を県政、国政などをお願いする部分をお願いしてやっていけば、まだまだ九戸の農業というのは、私は伸びしろはあるというふうに思っておりますので、一緒に農家の方々とも進めて行ければというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 今までの答弁、皆さんに言われた答弁もですし、国、県に要望していきますということは、悪いことではないと思いますが、その中に村長としての政策が入っていないような気がします。自分としてもこういうふうな政策をやるんだということを、これからはちょっと持っていたきたいなと思います。まず、これは以上で終わらせていただきます。

次に、2項目目に入らせていただきます。2項目目は、子どもがお金の心配なく、高等教育を受けることができる村政を進めることについて、お伺いします。村民の暮らしが苦しくなっている中で、学費の負担が重くなっています。そのため、進学をあきらめたという事態も起きています。今、村民が切実に村政に求めている声を基に、若い世代への支援として、次の2点についてお伺いします。

一つ目は、高校生以上の学生、生徒の学費負担を支援し、また、返さなくても良い給付型奨学金を創設して、村の子どもたちがお金の心配なく教育を受けることができるように村政を進めていく必要があると考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

二つ目は、現在、返済中の奨学金について、村が助成をして負担の軽減を図るべきと考えますが、村長の見解をお伺いします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 二つ目の項目でございます。子どもがお金の心配なく高等教育を受けることができる村政を進めることについて、2項目ございました。

まず、1点目の部分でございます。まず意欲と能力のあるすべての子どもたちが、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めてこれは大事な、重要であるというふうに考えております。国では、日本学生支援機構を通じた給付型奨学金制度を創設して、2018年から本格実施しているところですが、教育機会の均等を謳った日本国憲法や教育基本法の理念から申し上げますと、国内で地域によって教育機会に格差が生じることは問題でございます。原則として国において制度を整備すべきものであるというふうに捉えております。

給付型奨学金制度につきましては、令和元年度に日本学生支援機構が行った

「奨学事業に関する実態調査」によりますと、全国で給付型を実施している地方公共団体は、貸与との併用も合わせると、都道府県も合わせて395団体が制度化しているようでございます。一方で、大学などの教育機関では、4,000以上の学校で給付型奨学金が制度化されておりまして、給付型奨学金は主に教育機関が担っているということが言えるというふうに思います。

村で給付型奨学金制度を創設すべきというご質問ではございますが、村で給付型奨学金制度を創設しようとした場合、継続していくことができるかどうかという財源の問題のほかに、対象者の資格要件をどうするかという問題がございます。調査した限りにおきましては、給付型奨学金制度を創設しているほぼすべての地方公共団体では、経済的要件のほか学業の成績を要件としておりますが、こういった学業の要件をどのラインに設定し、そしてどうやってこれを毎年確認していくかという問題がございます。また、大学に進まずに働く人もいる中で、ごく一部の人だけが手厚い給付を受けるということが、公平性の観点から住民の理解が得られるかというふうな問題もあるというふうに考えております。逆に、合意が得られるように多くの方が給付を受けられるような制度にすれば、非常に多額の財源を必要とすることは申すまでもありません。

以上のことから、現在、村で給付型奨学金制度を創設するということにつきましては、財政的な面からも制度的な面からも、多分に、これは研究の余地があるというふうに考えており、国や県の今後の動きや他市町村の動向等を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

現行の九戸村育英奨学資金につきましては、令和2年度から伊保内高校在学中に貸与を受けた奨学金の半額を免除することができるよう、制度改革を進めております。今後におきましてもより使いやすいものになるように、ニーズに対応した制度の拡充等を図りながら、学生の支援、経済的負担の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の現在、返済中の奨学金について、村が助成をして負担の軽減を図るべきと考えるがどうかというふうなご質問でございます。

返済中の奨学金について、村が助成して負担軽減を図るべきではないかということにつきましては、若者の移住定住を促進する政策の一つとして、奨学金返還支援を行っている市区町村は全国的にも多く、岩手県内においても既に多くの市町村で行われております。こういった奨学金返還支援事業が普及してきた背景には、総務省が定めている「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」が改正され、特別交付税措置が拡充されたことが、理由の一つではないかなと考えられているところでございます。返済中の奨学金返還支援に取り組むことによって、若者のUターン・Iターンを促進し、移住定住人口の増加につなげることによって、村の喫緊の行政課題である人口減少と、それに伴う地域社会の担い手不足解消に

資すると考えられることから、これに関しては、人口減少対策の一つのパッケージとして前向きに検討する必要があるというふうに考えております。

他市町村の先行事例を見ますと、特にも不足している介護職や医療職などに対象者を限定したもの、それから人材不足に悩む地元企業と連携している例など、さまざまなものがございます。条件設定等、具体の制度内容に関しましては、こういった他市町村の先行事例を参考にしながら、財源をどうするかなども含めて、本村にとってどのような仕組みづくりが必要か、また、より効果的な内容になるように、内部で検討させていただき、できるだけこの部分については、早期に制度化に向けて検討を進めたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 2点目についても、前向きな答弁をいただきありがとうございます。今、質問しましたこのような声を、村長は耳にしたことはありますか。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 昨年12月末に退職いたしまして、村内を住民の声を聞きたいという中で歩かせていただきましたが、現実には大学生をお持ちのお母さん方から、何名かから、やはりそういうふうな声をいただいております。そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） お聞きになっているということですが、質問した経緯は、私たちの、共産党が行ったアンケートに寄せられた声、それと働いている若い人たちとの懇談の中で出された実際の声です。高校を卒業して働いている人が奨学金を毎月返さなければならないので、大変だと話していました。こういう方々はまだまだたくさんいるのではないかなと思います。村長は、「対話と信頼」、「共感と納得」でしたか、ちょっと間違っていたら直してください。を掲げていますので、若い人たちと大いにこれから対話していただいたり、大いに要望を聞いていただいて福祉政策に生かしてもらいたいなと思いますが、その点はどうか。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） ありがとうございます。「対話と信頼」、「納得と共感」でございます。私もできる限り、いま現在も、現場のほうに出させていただいております。この前も酪農関係の若い方々と意見を聞く機会を得まして、いろいろアイデアといたしますか、ご提言といたしますか、悩み事といたしますか、お聞きした経緯がでございます。前の質問にもあったとおり、すべて一回にはできません。

いずれ村政課題いろいろありますので、こういう部分につきましても優先順位を付けながら、事に当たっていききたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症から村民の命と健康を守る対策について、お伺いします。新型コロナウイルスは、変異を繰り返し感染力が強く、死者数も後遺症も多いことを踏まえ対策をしなければならぬ状況が続いている下で、国は自己負担に変えてしまいました。助成措置も支援強化も必要であり、村として基本的な感染防止対策の徹底を図ることや自己負担軽減の支援強化、後遺症対策など対応強化が求められています。村として現在、どのように取り組んでいるのか。今後どのように取り組んでいくのか対策をお伺いします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月に国内で感染者が確認されてから約4年半が経過し、その間、移動制限やイベント等の規制などと併せて、令和3年5月から村でも集団接種によるワクチン接種など対策を進めてきたところでございます。令和5年5月に感染法上の5類に変更され、その後もワクチン接種を進めてきており、感染や重症化の予防を図ってきたところでございます。

令和6年4月から予防接種法上の定期接種B類に指定され、今年の秋から予防接種が開始される見込みとなっているところでございます。村といたしましても二戸医師会と協議を進めているところでありまして、おおむねの流れといたしましては、65歳以上については、これまでのインフルエンザ予防接種の方法と同様の仕組みを取って進めていきたいということでございます。また、ワクチン接種料の個人負担については高額が予想されていることから、国の助成金を活用し、村の単独助成と合わせ、おおむね4分の1程度まで個人負担を軽減し、希望する人が接種しやすい環境をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。また、18歳以下の児童については、村単独で対象とすることとして、希望する人が約4分の1の個人負担で接種ができるように併せて進めているところでございます。

まず、今年度からはじまる定期接種について、自己負担を軽減したかたちで、接種機会の提供に努めていきたいというふうに考えております。なお、接種にかかります予算につきましては、今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、ご承認いただきますようによろしくお願いを申し上げる次第でございます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 今また、コロナに感染する人が、まだまだ増えてきていると思います。一番の対策は、人が集まるような機会をなるべく設けない。人が集まる所になるべく行かないようにすることだと、私は思っています。それで、前村長、晴山村長は、なるべくこのようなことは避けて、これまで来たと思っ
ています。そのことについて、村長選の公開討論の際、大久保村長は、「感染しないような対策をすれば行ったほうがいいんだ」というような、全面否定をされていたかのように私は感じましたが、今でもその考えは変わっていらっしやらないのか、一つお伺いしたいと思います。

もう一つは、感染予防接種の補助金の件ですけれども、今、4分の1の負担をするというような話で、前にお聞きしたときは3,500円だったかなと思っ
ていますが、他市町村の中には7,000円補助するところもあるようです。福祉の村づくりを進める村長ですので、ぜひここは、4分の1とは言わず全額補助して、村民の方々がちゅうちょなく受けられるように、村民の命を守る対策にしてはどうか
なと思います。二つの点をお願いいたします。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(大久保勝彦君) 1点目でございます。全てが、人が集まる所に行っ
てというふうな部分につきましては、私はやはり予防をしながら、いろんな工夫のやり方があると思います。やはりいろんな集まり、それらも並行しながら私はやっ
ていきたいというふうに思っております。やはりそうしないと、皆さまからの要望もお聞きできませんし、逆に私は、コロナの時代におきましても、確かに自粛
というふうな雰囲気がございますけれども、やはり工夫をすれば少人数、あるいはいろんなやり方があったと思いますので。私もそういうふうなことを念頭に、
これから進めていく。まったく、確かにコロナは増えているとは思われます。ただ、それはやはり自分自身の予防、それから主催者側もコロナ感染の防止を最大
限とりながら、やはり極力イベントを進めていくことにしたいなど、私はそう思
っております。決してこれは、命を危険にさらすということではございません。
そういう状況を見ながらということがありますが、その部分のやり方は、工夫
の仕方では、私は、開催は可能ではないかなというふうに思っております。よろ
しくお願いいたします。

2点目の全額補助につきましては、今ちょっと、私は即答できませんので、そ
この部分についてはちょっと検討させていただきたい。まずご意見をいただきましたので、検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) では、ぜひ検討していただくようお願いして、終わり

ます。

(2番 久保えみ子君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで2番、久保えみ子議員の質問を終わります。

これで日程第1、一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。

休憩(午後1時56分)

再開(午後1時56分)

◎追加日程第1 発言の取り消しについて

○議長(桂川俊明君) 再開いたします。

ただ今、保大木信子議員から本日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りしました「発言取消申出書」に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

「発言の取り消しについて」を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

追加日程第1「発言の取り消しについて」を議題にします。

お諮りいたします。保大木信子議員からの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、保大木信子議員からの発言取り消しの申し出を、許可することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(桂川俊明君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、9月6日金曜日、午前10時から議案審議を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会(午後1時57分)